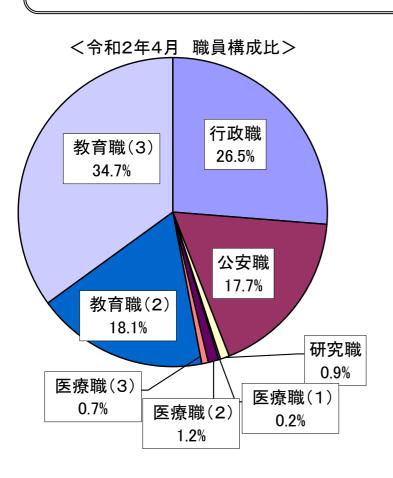
~人事委員会勧告(関連資料)~

- 1 人事委員会勧告の対象職員
- 2 人事委員会勧告の手順
- 3 本年の勧告のポイント

令和2年10月 熊本県人事委員会

1 人事委員会勧告の対象職員

人事委員会勧告の対象となるのは、給与条例の適用を受ける一般職の職員です。その給料表ごとの内訳は以下のとおりです。 ・職員数は、17,126人であり、昨年より38人の減(行政職については、4,534人で昨年より26人の増)



項目	職員数						
給料表	本年	昨年	増減				
行政職	4,534人	4508人	+26人				
公安職	3,026人	3,054人	▲28人				
研究職	157人	163人	▲6人				
医療職(1)	31人	31人	0人				
医療職(2)	198人	192人	+6人				
医療職(3)	123人	118人	+5人				
教育職(2)	3,107人	3,090人	十17人				
教育職(3)	5,950人	6,008人	▲58人				
合計	17,126人	17,164人	▲38人				

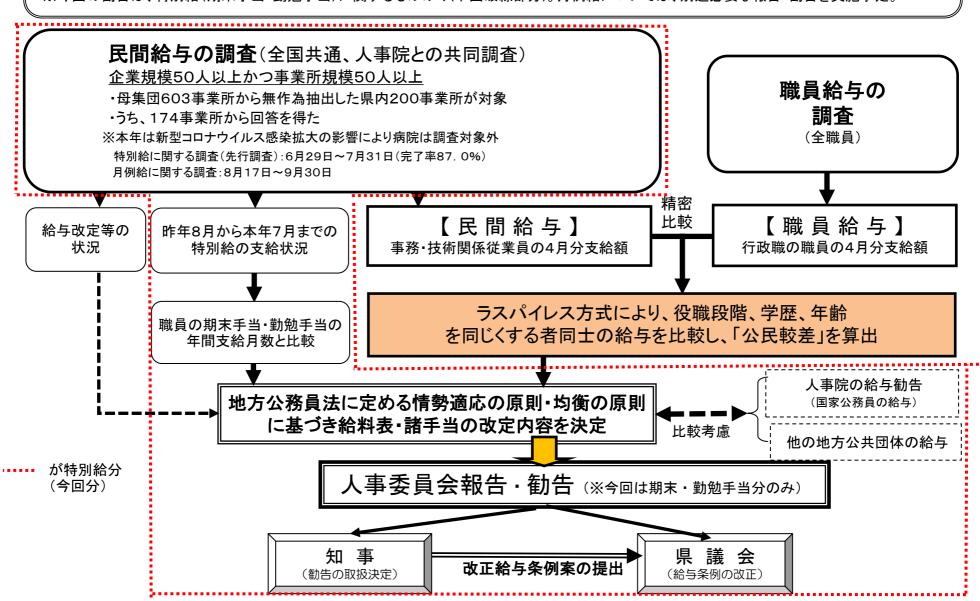
(令和2年年4月1日現在)

※ 職員数は、勧告対象職員のうち再任用職員、任期付職員、任期付研究員、育児休業中の職員、 休職中等の職員を除く人数です。

2 人事委員会勧告の手順

人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を解消することを基本に勧告を行っています。また、特別給についても、民間の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に報告・勧告を行っています。

※今回の勧告は、特別給(期末手当・勤勉手当)に関するもののみ(下図破線部分)。月例給については、別途必要な報告・勧告を実施予定。



3 本年の勧告のポイント

ボーナスを引下げ

○ 期末手当・勤勉手当(ボーナス)を引下げ(△0.05月分)

期末手当·勤勉手当

- 民間ボーナスとの均衡を図るため、支給月数を0.05月分引下げ、年間4.45月に改定(現行4.50月)
- ※ 今回の勧告後の平均年間給与(行政職給料表) 5,992,000円 (勧告前との差 △19,000円程度)

参考:近年の改定状況

内容等	公民較差	月例給	期末手当及び勤勉手当		行政職職員の平均年間給与	
勧告年		改定率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成22年 (2010年)	△0.10%	△0.10%	3.95月	△0.20月	△8.3万円※	△1.4%※
平成23年 (2011年)	△0.28%	△0.28%	3.95月	1	△1.7万円※	△0.3%※
平成24年 (2012年)	0.01%	勧告なし(注1)	3.95月	1	1	1
平成25年 (2013年)	0.05%	勧告なし(注2)	3.95月	1	1	-
平成26年 (2014年)	0.55%	0.55%	4.10月	0.15月	9.0万円	1.5%
平成27年 (2015年)	0.34%	0.34%	4.20月	0.10月	5.9万円	1.0%
平成28年 (2016年)	-	勧告なし(注3)	4.20月	-	-	_
平成29年 (2017年)	0.33%	0.32%	4.40月	0.20月	9.4万円	1.6%
平成30年 (2018年)	0.19%	0.19%	4.45月	0.05月	2.9万円	0.48%
令和元年 (2019年)	0.11%	0.10%	4.50月	0.05月	2.5万円	0.42%
令和2年 (2020年)	(別途勧告予定)		4.45月	△0.05月	△1.9万円	△0.3%

(※ 平成22~23年度は特例条例による減額後の平均年間給与による増減)

- (注1) 月例給・期末手当及び勤勉手当の改定以外の「昇給制度の改正及び自宅に係る住居手当廃止に係る勧告」あり
- (注2) 月例給・期末手当及び勤勉手当の改定以外の「給与構造改革における経過措置の廃止に係る勧告」あり
- (注3) 月例給・期末手当及び勤勉手当の改定以外の「扶養手当改定等に係る勧告」あり